

NSC定例研究会

ビジネスと人権をめぐる 日本の状況について

日時: 2021年5月25日(火曜日)(14:00~16:00)

場所: Zoom

後藤敏彦

NSC共同代表幹事

サステナビリティ日本フォーラム代表理事₁

国連憲章

- ◆ 国際連合憲章は、国際機構に関する連合国会議の最終日の、1945年6月26日にサンフランシスコにおいて調印され、1945年10月24日に発効した。国際司法裁判所規程は国連憲章と不可分の一体をなす。
 - ◆ 前文書き出し
われら連合国の人民は、
われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、
基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、
 - ◆ 第55条3項
人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、**国際連合は、次のことを促進しなければならない。**
3. **人種、性、言語または宗教による差別のない、すべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守**

世界人権宣言 1948年12月10日

前文及び30条

宣言の内容

人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

世界人権宣言 第1条

- 自由権的諸権利(第1～20条)
- 参政権(第21条)
- 社会権的諸権利(第22～27条)
- 一般規定(第28～30条)

ビジネスと人権

- ◆ **Global Governance Approach**
- ◆ **International Law Approach**

指導原則への序文 より

2. かつて国際連合でなされた一つの試みは「多国籍企業及びその他の企業に関する規範」と呼ばれ、これは当時の人権委員会の専門家からなる補助機関によって起草されたものである。本質的には、これは、**国家が批准した条約の下で受諾している人権義務と同じ範囲**、すなわち「人権を促進し、その実現を保証し、人権を尊重し、尊重することを確保し、そして人権を保護すること」を、**国際法の下で直接に企業に課そうとするものであった。**
3. この提案は、経済界と人権活動団体の間に埋めることのできない溝を作りだしてしまい、政府側からの支持もほとんど引き出せなかった。人権委員会はこの提案に関しては意思表示することさえしなかった。その代わりに、委員会は、**新たな取組みとして**、2005年に、「**人権と多国籍企業及びその他の企業の問題**」に関する事務総長特別代表という役職の設置を決め、事務総長にその役職者の任命を要請した。本報告書はこの特別代表の最終報告書である。

ラギー・レポートの重要性

- ◆ The “**Protect, Respect and Remedy**” Framework (国連フレームワーク)
- ◆ UN Special Representative John Ruggie proposed a framework on business & human rights to the UN Human Rights Council in June 2008, resting on three pillars:
 1. the **state duty to protect** against human rights abuses by third parties, including business;
 2. the **corporate responsibility to respect** human rights; and
 3. greater access by victims to **effective remedy**, both judicial and non-judicial. ’
- ◆ The Human Rights Council unanimously approved the Framework in 2008.

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

ビジネスと人権に関する指導原則:

国際連合「**保護、尊重及び救済**」枠組実施のため(A/HRC/17/31)

2011 年 03 月 21 日

2011 年 06 月 人権理事会採択

事務総長特別代表(Special Representative)

ジョン・ラギー ハーバード大学教授

(ラギー・レポート)

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404

国際連合人権理事会「多国籍企業や他の企業と人権に関する無制約の政府間ワーキンググループ」2014～

Open-ended intergovernmental working group (OEIGWG)

on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights

○ OEIGWG会長職改訂草案2019年7月16日.

国際人権法における、多国籍企業および その他の企業の活動を規制する法的拘束力のある法律文書 ゼロ・ドラフト改訂版

https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/OEIGWG_RevisedDraft_LBI.pdf

○ OEIGWG会長職改訂第二次草案2020年6月8日.

https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session6/OEIGWG_Chair-Rapporteur_second_revised_draft_LBI_on_TNCs_and_OBEs_with_respect_to_Human_Rights.pdf

第1条 定義

2. 「人権侵害または虐待」とは、個人的であれ集団的であれ、個人または人の集団に対して、事業活動の文脈における作為または不作為を通じて、国もしくは企業が犯したあらゆる害を意味する。

それには、身体的または精神的傷害、感情面での苦痛、経済的損失又は**環境権を含む具体的な人権への損傷**、を含む。

第5条 防止

2. 本条の第1項の目的のために、締約国は、国境を越えた性質のものを含む事業活動を行うすべての人々が、以下の**人権デューデリジェンスを実施すること**を確実にするのに必要な措置を採用しなければならない。:

ジョン・ラギー博士は批判的

<https://www.esg.quick.co.jp/>

2020.4.15 Webinar

とはいえ次ページのように欧州各国
は条約を待たずに法制化の動き

欧州各国が人権DD(含む環境DD) の義務化に着手

- ◆ フランス
 - ◆ ドイツ
 - ◆ フィンランド
 - ◆ EU (2021)
- 等々

環境省

「バリューチェーンマネジメントでの環境DD実践入門
～OECDデュー・ディリジェンスガイダンスを参考に～」
検討委員会委員長 後藤敏彦

2020.8/4 公表 <http://env.go.jp/press/108293.html>

国内人権機関

(National human rights institutions : *NHRIs*)

- 1992年に国際連合人権委員会の決議1992/54に採択され、1993年に国際連合総会決議48/134に拠って承認された**国内機構の地位に関する原則(パリ原則)**によって規定される機関である。
- **NAP National Action Plan**
G7サミット、2015年の首脳宣言で、「国連ビジネスと人権に関する指導原則を強く支持し、実質的な国別行動計画(NAP)を策定する努力を歓迎する」、と決議。
- 日本のNAP 外務省 2020年2月パブコメ。
2020.6.2 作業部会 第2要請書
『ステークホルダー共通要請事項(第2)』

「ビジネスと人権」に関する行動計画（概要）

令和2年10月

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (3) 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセス（※）を導入することを期待。

（※）企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処情報共有を行うこと。）

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）

- ディーセント・ワークの促進
- ハラスメント対策の強化
- 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等）

イ. 子どもの権利の保護・促進

- 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 子どもに対する暴力への取組
- スポーツ原則・ビジネス原則の周知
- インターネット利用環境整備
- 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

- ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応
- AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進

エ. 消費者の権利・役割

- エシカル消費の普及・啓発
- 消費者志向経営の推進
- 消費者教育の推進

オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）

- ユニバーサルデザイン等の推進
- 障害者雇用の促進
- 女性活躍の推進
- 性的指向・性自認への理解・受容の促進
- 雇用分野における平等な取扱い
- 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い

カ. 外国人材の受入れ・共生

- 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

(4) 救済へのアクセスに関する取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける

同社の救済及び非同社の救済

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達

- 「ビジネスと人権」関連の調達ルール徹底

イ. 開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力

- 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話

エ. 人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、行動計画等の周知
- 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
- 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
- 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
- 海外における国際機関の活動への支援

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

取扱い

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官、検察官等に対する人権研修
- 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 人権侵害の予防、被害の救済
- 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
- 裁判外紛争解決手続の利用促進
- 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

ご清聴ありがとうございました。